通行止めにご協力をお願いします



がけ地からの岩の崩落に伴い 宮地岳町亀ヶ渕地内の県道大宮 地宮地岳線の一部の全面通行止 め(終日)を実施しています(歩 行者や自転車なども通行できま せん)。

現在、早期復旧に向け、測量 設計を実施していますが当面 通行規制が続くことになります。

皆さんのご理解とご協力をお 願いします。

なお、通行止めの期間につい ては決まりしだい「市政だより 天草」などでお知らせします。

【問い合わせ先】天草地域振興局 維持管理課☎②4682



図書館へ行ごう!

【図書館ホームページ】 http://www.lib.city.amakusa.kumamoto.jp/ 【問い合わせ先】中央図書館☎②7001

~中央図書館からのお知らせ~

サークル活動に参加しませんか

中央図書館では、各種サークル活動の会員を募 集しています。対象は、いずれも市内在住の小学 牛以上の人です。参加を希望する人は、電話で同 館☎37001へお申し込みください。

《みずのわ読書会》

著名な作家の作品を読んで読後の感想を交換し、 作品や作者への理解を深めたり、文学散策を行っ たりして、「読書」の楽しさを味わっています。

■と き=毎月第3木曜日、10時~11時30分 《古文書学習会》

地域に眠る古文書を解読することで、郷土につ いての認識を深めることを目的に開催しています。

- ■と き=毎月第3土曜日、14時~16時
- **■会 費=**年額1,000円 (テキスト代)

みんなおいでよ!「おたのしみ会」

絵本の読み聞かせやエプロンシアターなど、毎 回楽しい内容で子どもたちを「おはなしの世界」 へいざないます。

- ■対 象=小学校低学年までの幼児・児童とその
- ■と き=毎月第4土曜日、13時30分~15時30分
- ■ところ=本渡南公民館

開館時間を延長!

7月1日処から8月31日回までの毎週水曜日 と金曜日は午後8時まで開館します。

皆さん、ぜひこの機会にご利用ください。

※開館時間 水、金曜日…午前9時~午後8時

火·木曜日…午前9時~午後6時

土 · 日曜日…午前9時~午後5時

広告

広告

2008 サマーキャンプ 富岡往還



『鈴木三公の足あとを訪ねて

自然に触れながら、先人の足あとを訪ねて みませんか。本渡地区の本町から苓北町富岡 までの旧富岡往還道(山道)を歩きます。富 岡ではお寺に宿泊し、ゲームや海水浴などを 楽しみます。ぜひご参加ください。

- ■対象=市内の小学校3年以上の人(親子で の参加も可)。
- ■とき=7月12日 ① ・翌13日 ② (1泊2日)。
- ■定員=40人(申し込み多数の場合は抽選)。
- ■参加料=1人2,000円。
- ■申込方法=電話またはFAX・電子メール(住 所・氏名・年齢・電話番号を記入)で、7 月4日 金までに本町公民館へお申し込みくだ さい。

「電話・FAX」 ②4735

[電子メール] honmachi-ko@city.amakusa.lg.jp

【問い合わせ先】本町公民館☎334735

牛深総合センター自主事業

熊本リージョナルシアター (地域演劇祭) アクタリウムは温温

牛深出身の河野ミチユキさんが代表を務める劇団 O相。今回、同劇団による演劇「アクワリウム」を 開催します。この演劇は、観光施設として巨大な水 族館が建設された、ある海辺のまちを舞台に、水族 館職員らが繰り広げる人間ドラマとまちの再生を描 いた作品です。

舞台上に客席を設置し、間近で演劇を楽しめる小 劇場方式で実施します。200席限定です。

皆さん、ぜひご来場ください。

- ■と き=8月10日 午後1時30分から
- ■ところ=牛深総合センターホール
- ■入場券=おとな1.000円、高校生以下は無料(た だし、入場券が必要です)。

※入場券は7月10日承販売(配布)開始。

■入場券取扱所=牛深総合センター、天草市民セン ター、本庁(別館)・文化課

【問い合わせ先】牛深総合センター☎734191



国民年金には、経済的な理由などで保険料を 納めることができない人のために、保険料が免 除される制度があります。

免除の種類は右表のとおり4つがあり、それ ぞれ本人・配偶者・世帯主の前年の所得などに よって判定されます。申請して認められると、 申請した月からさかのぼって最初の7月分から 翌年の6月分までの保険料が全額または一部免 除されます。ただし、免除を受けた期間分につ いては、将来受け取る年金(老齢基礎年金)の 額が減額されます。希望する人は、本庁・保険 年金課または牛深支所・市民課、その他の支所・ 市民生活課へ申請してください。

なお、次の①~③のすべてを満たす人は申請 の必要はありません。①前回の申請時に免除継 続を希望している②全額免除または納付の猶予 (失業を理由として承認された人を除く)を受 けている③確定申告・住民税申告を今年してい る、または給与所得者で事業所が給与支払報告

免除申請を受け付けます

●免除の種類と納付額(月額)

免 除 の 種 類	納付額
全額免除	0円
4分の3免除(残りの4分の1を納付)	3,600円
半額免除(残りの半額を納付)	7,210円
4分の1免除(残りの4分の3を納付)	10,810円

書を市に提出している。

後で経済的に余裕が出てきた場合には、10年 以内であれば免除期間分の保険料をさかのぼっ て納めることができます(ただし、免除の承認 を受けて2年を過ぎた場合は加算額がつきま

- ※30歳未満で、本人、配偶者の前年の所得が一 定以下の人は、世帯主の所得に関係なく保険 料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」 が利用できます。
- ※学生で前年の所得が一定以下の人は、「学生 納付特例制度」が利用できます。この場合は、 一般の免除申請はできません。

【問い合わせ先】本庁・保険年金課国民年金係(内線1137) 牛深支所・市民課、その他の支所・市民生活課

市政だより 天草 No54 おしらせ版 2008.7.1 6